

# 生活困窮者自立支援の ありかた

～自治体担当者が持つべき視点～



明治学院大学

社会福祉学科

新保美香

# はじめに

なぜ、今回のような  
「生活困窮者自立支援制度の体制整備  
に向けた自治体担当者研修」が  
必要なのでしょうか？

ちょっと考えてみましょう



# 1. 地方自治体の役割とは？

地方自治法第一条の二

地方自治体は、

「

を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

「」には  
どのような文言が  
ありますか？

」

# 1. 地方自治体の役割とは？

地方自治法第一条の二

地方自治体は、

「 住民の福祉の増進 」

を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

## 2. みなさまの役割とは？

地方公務員として「住民の福祉の増進」を  
担うことです。

⇒「住民がしあわせになるために」  
みなさまは存在しています。

「生活困窮者自立支援制度」は、  
そのための推進力となる、  
重要な制度です！



# 生活困窮者自立支援法上では...

## 第四条第2項

都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
- 二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。

# 生活困窮者自立支援法上では...

**第十条** 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

- 一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業（→「都道府県研修に係る担当者研修」）
- 二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業（→「本研修」）

## 2. みなさまの役割とは？

「一人の住民の困りごと」を大事に受け止め、支援の仕組みをつくっていくことが、「誰もが住みやすい」地域づくりにつながっていきます。

みなさまに求められていること…



- ①管内各自治体における状況を把握すること。  
(課題ばかりでなく「強み」も見逃さないこと。)
- ②管内各自治体の「制度担当者」が、制度の理念をふまえた支援体制が構築できるよう支援すること。
- ③「制度担当者」が孤立しないような、ネットワークづくりを行うこと。
- ④「人材養成研修」を通じて、支援者の支援の質を維持向上するとともに、支援者を支援すること。

# つまり…

自治体を支援することが、みなさまの重要な役割であるといえます。各自治体の現状をふまえて、自治体を「支援」するとともに、自治体同士が連携・協力して取り組みがすすめられるような仕組みをつくっていくことが期待されています。

具体的に何ができるか、  
ご一緒に確認して参りましょう！！



### 3. 自治体をよりよく支援するためには必要なこと

1. 生活困窮者自立支援制度の理念の理解
2. 制度における「相談支援」のあり方の理解
3. みなさまの「立ち位置と役割」の理解



## 4. 制度の「理念」について

「生活困窮者の尊厳の保持（確保）」と  
「生活困窮者支援を通じた地域づくり」



制度の理念の実現に向けて  
「制度の狭間をつくらない」「断らない相談支援」  
を行うのが、本制度の特徴です。

大切なのは、「理念をふまえた実践」を実現するの  
は、簡単なことではないことを知っておくことです。  
特に「尊厳の保持（確保）」はわざわざ理念として  
掲げなければならないほど、実現が難しいことです。  
このことは、重く受け止めたいことです。

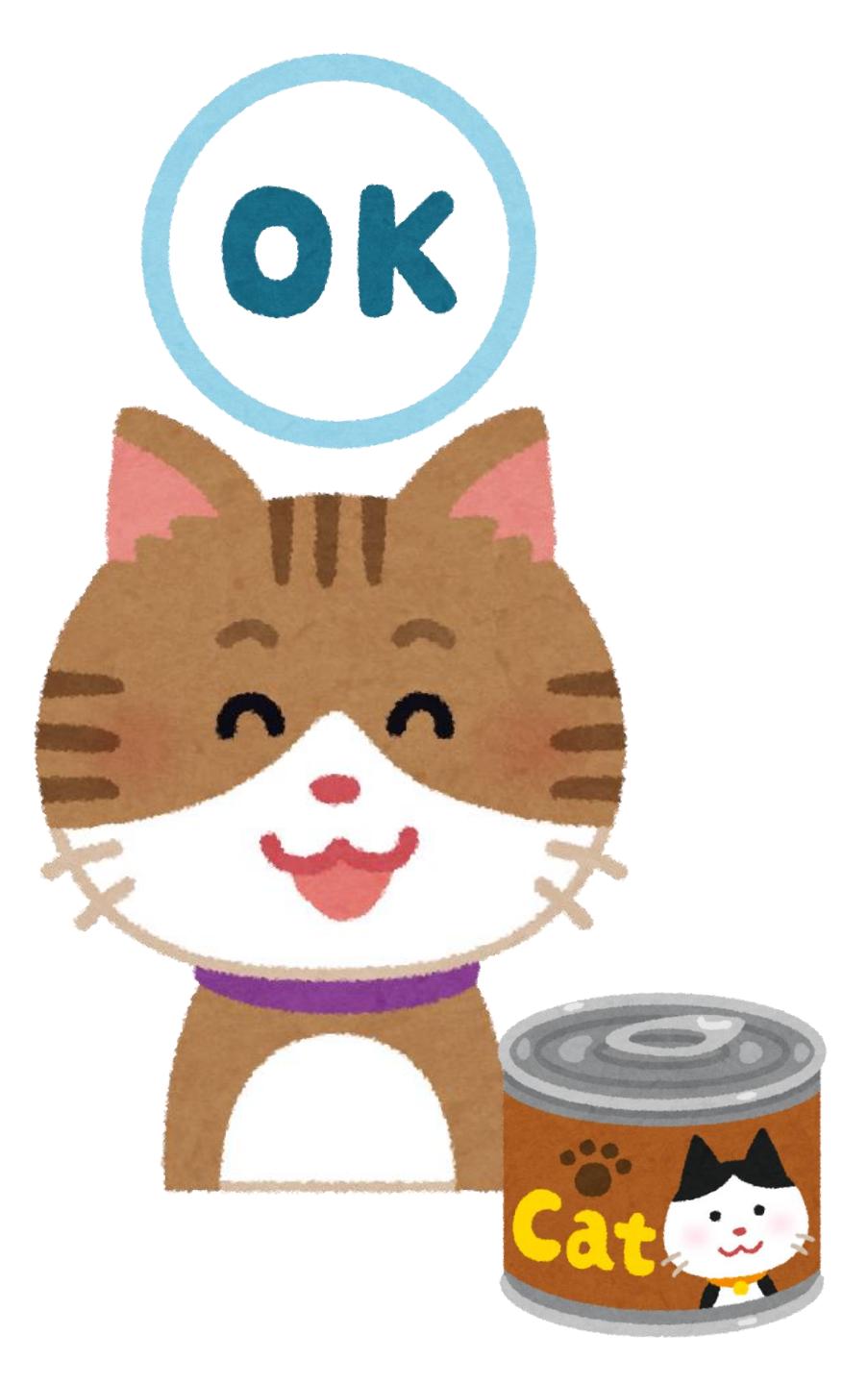
# Q1 事例「猫の相談」

「猫の飼い方を  
教えてください...」  
と、相談者が窓口に  
訪れました。  
あなたが支援員だつ  
たら、どのように対  
応しますか？





NG



OK

# 生活困窮者自立支援制度における「相談支援」

- ①相談者の相談を、まずはしっかりと「聴く」ことが大切です。
- ②「制度」や「サービス」の利用は、課題解決の一つの手段にすぎません。
- ③すぐに解決できない課題を抱えた相談者と「つながる」ことも、大切な支援です。



## Q2 働くことについて

「働くこと」に際してあなたが大切にしたいことを順に並べてください。

- ①給料がよい
- ②やりがいがある
- ③やりたい仕事である
- ④キャリアアップできる
- ⑤自宅から通える



# 「相対的貧困」の解消に向けて...



厳しい環境におかれている人ほど、自己実現が難しい状況にあります。一方で、そのことを「自己責任」とされてしまうような現状もあります。

置かれた環境によって、誰もが実現できることがない...というような「相対的貧困」をなくすために、生活困窮者自立支援制度をはじめとする貧困対策が実施されていることを、忘れずにいたいものです。

# 生活困窮者自立支援制度における「就労支援」とは？

- ① 就労支援 ≠ 就職支援
- ② 誰もにとってかけがえのない大切な「就労」を、それぞれの状況に則して実現できるよう個と地域（社会）に働きかけるのが「就労支援」です。
- ③ 個人にのみ変容を求める支援から、「多様性」を受け止める環境づくりへ。



# Q3：どう思いますか？

ドラマで放映されていた  
「若い部下と不倫する上司」  
あなたはどう思いますか？



# 「プロフェッショナル」とは...

「尊厳の保持（確保）」が  
難しいことを知っており、  
謙虚に自らの支援を振り返り、  
自己研鑽を続いている人こそ  
「プロフェッショナル」です。  
支援員が「プロフェッショナ  
ル」でいられるように、  
人材養成研修を継続して、  
学び続ける環境をつくることが  
大切です。（「理念と倫理」  
の確認は何度でも！）



# Q4：自己と他者



- ① 右手と左手を組んでみてください。
- ② どちらの手の親指が上にありますか？
- ③ こんどは、右手と左手、いつもと逆に組んでみてください。どんなことを感じましたか？

# 一人ひとりを大切に…

「普通はこうするのに…」  
「常識ではこうだけど…」  
「こうするのがあたりまえ」など  
つい、自分の感覚で他者の言動  
を捉えてしまうことがあります。

一人ひとりに異なる価値観や  
考え方があることを、忘れずに  
いたいものです。

いつも新しい気持ちで人と向き合  
っていきたいですね。



# <文献紹介 その1>

Q1～4でご紹介したワークは「国研修」で実施しており、支援員の方々が共通基盤として学ばれている内容です。



『生活困窮者自立支援法自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』（中央法規、2014年）が参考になります。

また、これまでの国研修の内容は、以下のホームページから確認できます。  
「人材養成研修・厚生労働省」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073227.html>

# 5. 相談支援のあり方について

＜相談支援に求められる3つの視点＞

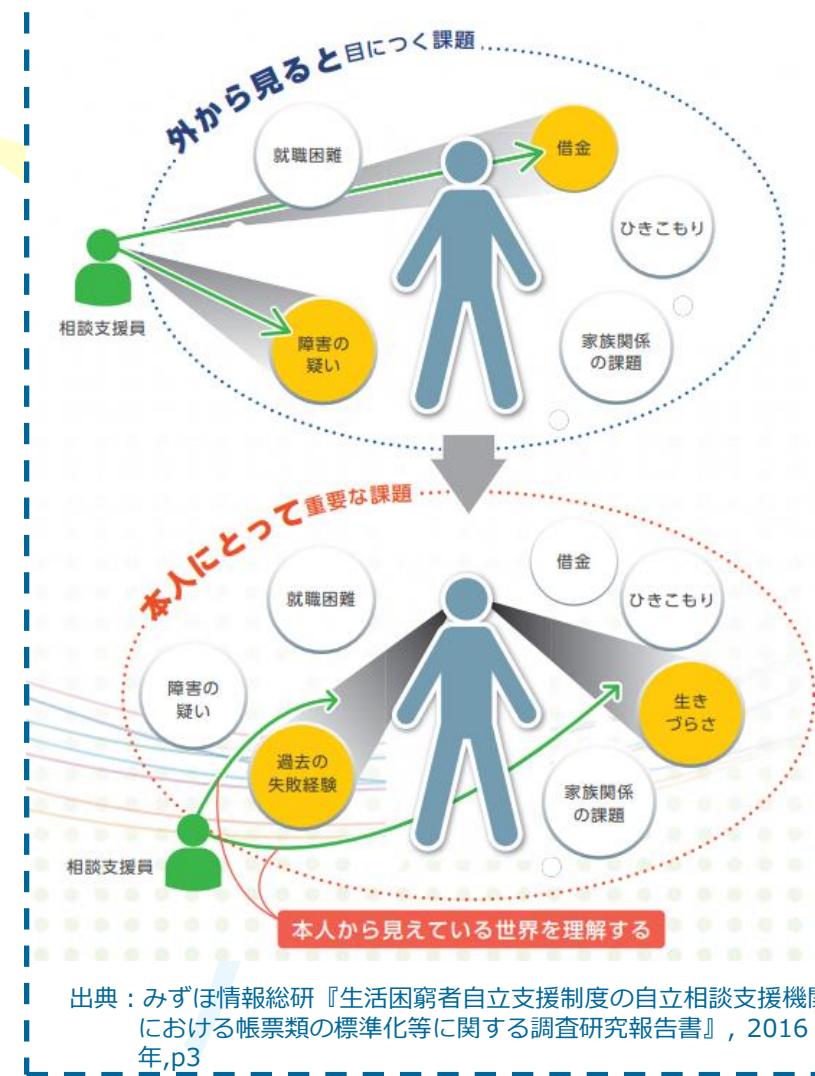
- ① 「本人から見えている世界」を理解する視点
- ② 「困りごとの背景を捉える」視点
- ③ ストレングス視点

あらゆる領域における支援を行う上で、また、みなさまが自治体支援や日常業務で職員や関係者とかかわるうえで、必ず役立つ視点です。



# ①「本人から見えている世界」を理解する視点

- 支援をよりよくすすめていくためには「本人から見えている世界を理解すること」が何より重要です。
- 支援者はともすると、外からみると目につく課題に着目して、その解決をはかるための提案を支援者の目線でてしまいがちです。しかし、本人にとって重要な課題は別のところであったりします。
- まずは、本人との関係づくりがとても大切です。



出典：みずほ情報総研『生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における帳票類の標準化等に関する調査研究報告書』, 2016年,p3

# <文献紹介 その2>



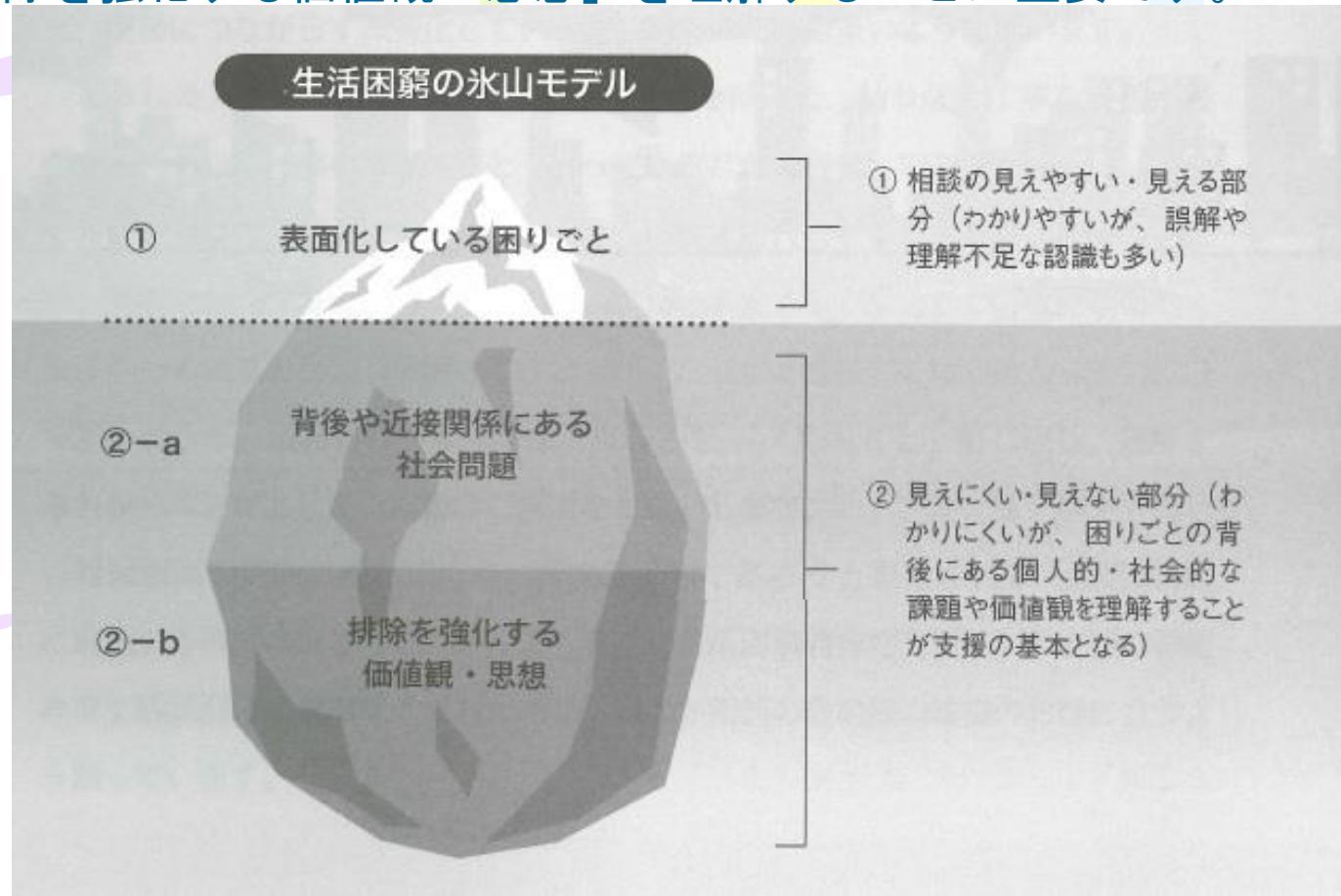
柏木ハルコ『健康で文化的な最低限度の生活』（小学館現在第1巻～第10巻まで発行）は、生活保護ケースワーカーの実践を、丁寧な取材をふまえて描いた漫画です。

第1巻～第2巻で描かれている「阿久沢正男」さんのストーリーは、支援者の立場で見えている「問題」にアプローチしても状況は変化せず、「本人から見えている世界を理解することによって、本人自身の状況がよりよく変化していくことが理解できる事例です。

その他のエピソードも、「制度」「ワーカーの価値観」を起点とせず、「本人」を起点として支援をすすめることが大切であることを、リアルに学べるものばかりです。生活保護制度を理解したい方にもおススメです。

## ② 困りごとの背景を考える視点の重要性

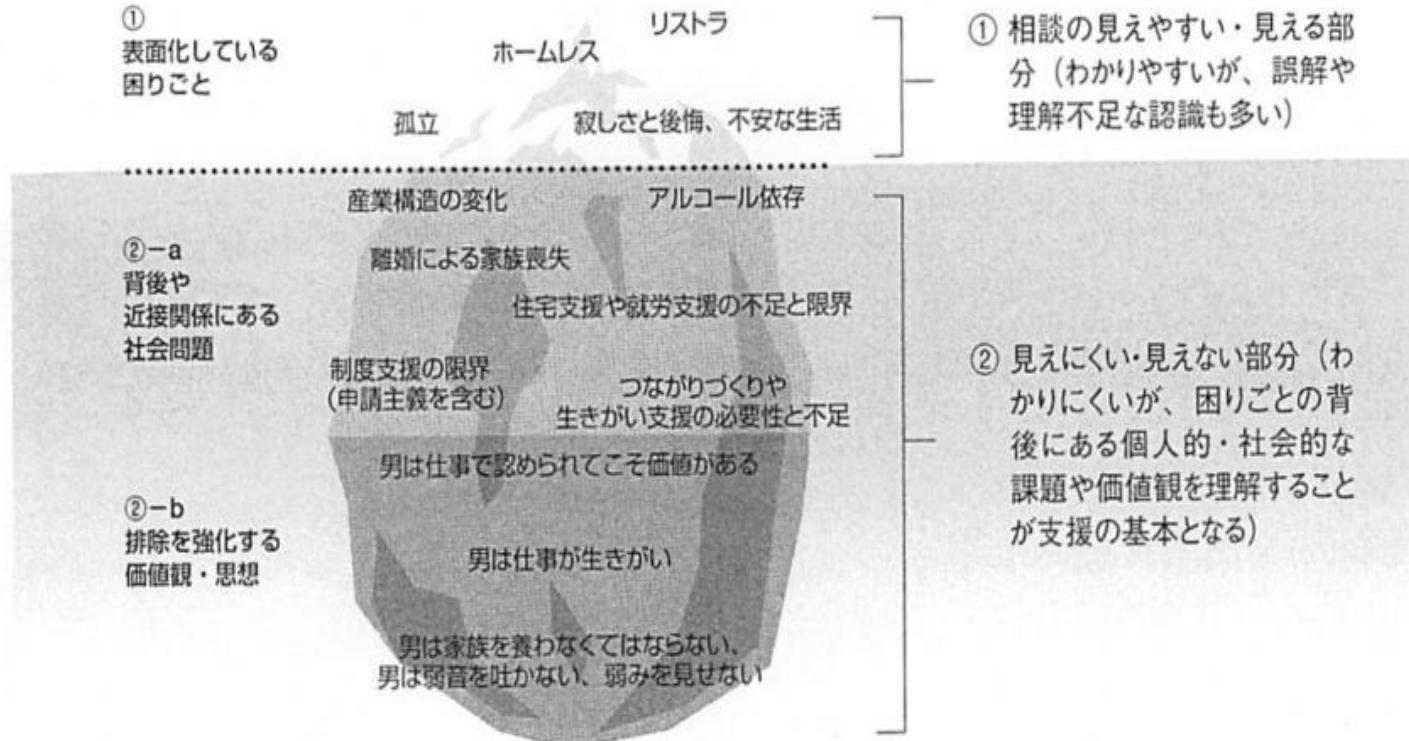
表面化している困りごとの背後にある、「背後や近接関係にある社会問題」や「排除を強化する価値観・思想」を理解することが重要です。



出典：社会的包摶サポートセンター編『相談支援員必携 事例で見る生活困窮者』,中央法規出版,2015年,p4

# 困りごとの背景が見えると 支援は変化します…

【生活困窮の氷山モデル】case7-2：「こんなはずではなかったのに…」



出典：社会的包摶サポートセンター編『相談支援員必携 事例で見る生活困窮者』,中央法規出版,2015年,p89

# <文献紹介 その3>



「氷山モデル」により、様々な課題を書けた方々の「背景」を理解することができます。そして、支援者として、人と社会にどのようにアプローチすることができるかということについて、示唆に富む1冊です。

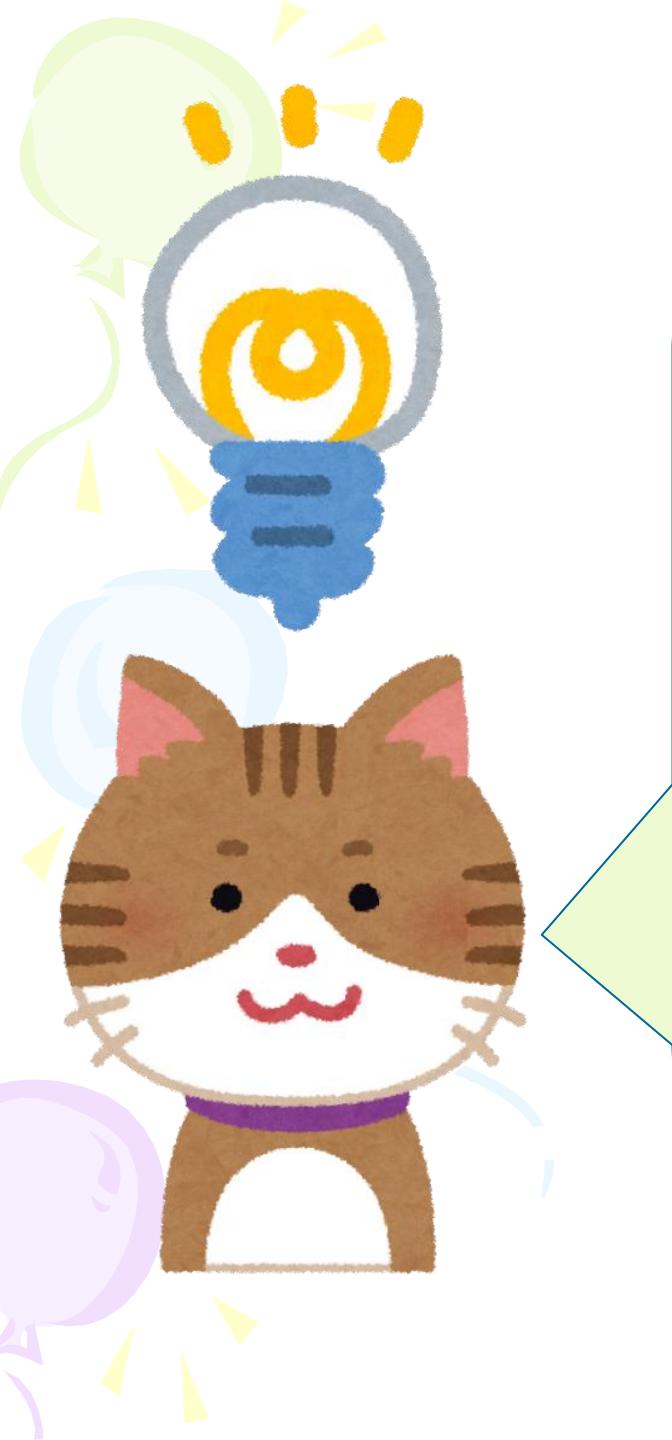
続編もあります。

実践をふまえて  
「支援者にできること」を気づかせてくれる文献です。



### ③ 「ストレングス視点」の重要性

- ① ストレングス視点とは、相談者のもつ強み、力、よいところ、努力などに着目する視点のことをさします。
- ② 支援においては、相談者の「いいところ探し」を積極的に行い、そこで見いだした強さやよいところを相談者に伝えるとともに、支援に活かしていくことが求められています。
- ③ 自分のよいところを認めてもらい、がんばっていることに対して共感的に受けとめてもらえることで、人は物事をポジティブに捉え、前進していく力が与えられます。
- ④ このことは、相談者だけでなく、私たち、すべての人においてはまることです。



人は、弱っているときには、自分自身のストレングスが見えなくなると言われています。

それゆえに、支援者が積極的にストレングスを見いだし、その人に伝えることが大切なのです。

自治体を支援する時に、そして、日頃の人間関係の中で、ぜひ、このことを心にとめおいてください。

# Q5：ストレングスを探そう！

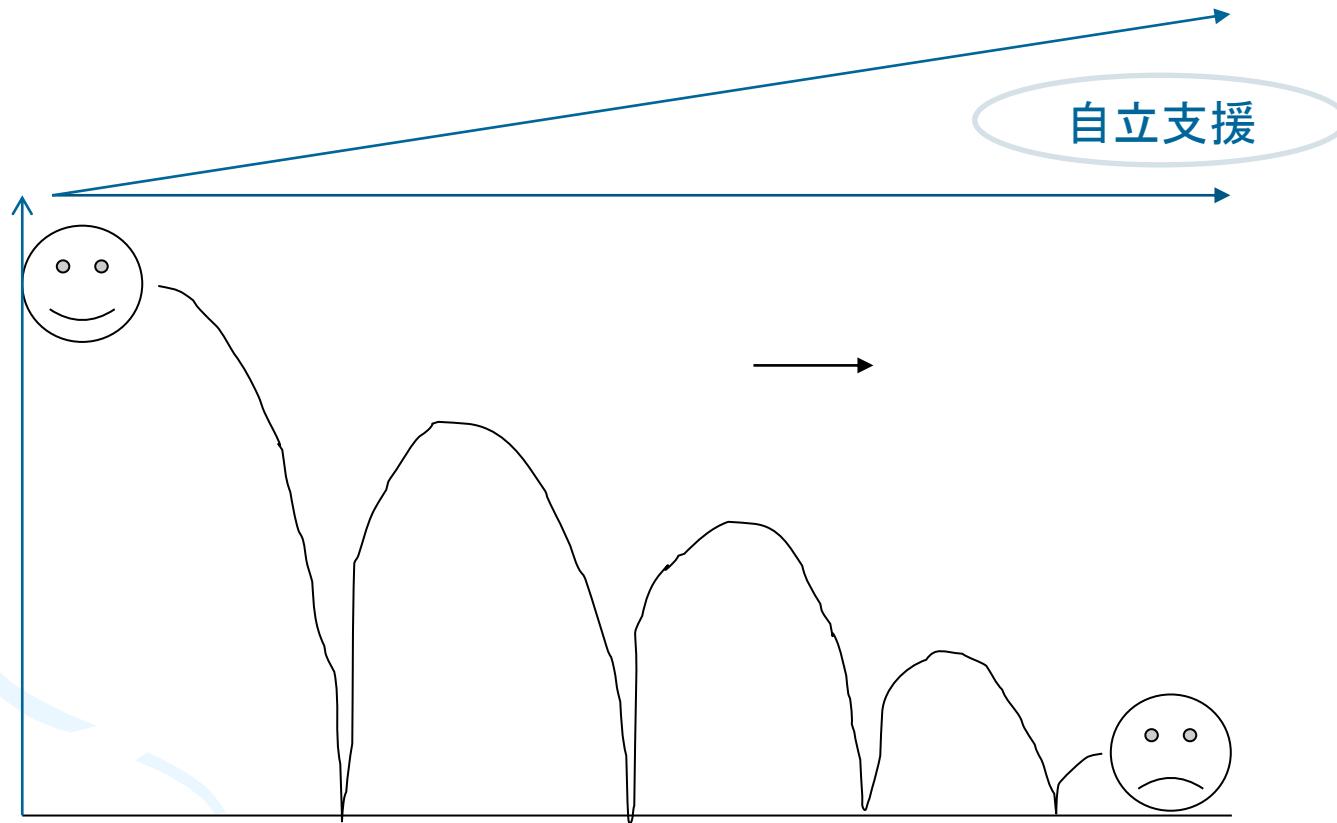
- ◆ 以下の事例から、Bさんのストレングス（個人・環境）をできるだけたくさん見つけてください。

<Bさん（男性 50歳 単身世帯）>

スナックを経営していた。店を3軒経営していた時代もあったが、不景気によりうまくいかなくなり借金を重ねた。この頃よりパチンコ・酒で気を紛らわす生活。妻とは3ヶ月前に離婚。友人に借金してなんとか生活していたが蓄えがなくなり、今日たべる米がなくなったと相談に来所した。

できるだけたくさん、ご本人に伝えられる「強み」  
を探してください！

# 相談者の持つ力を 損なわないために...



※早期的な丁寧な対応により、利用者の持つ力を維持し、引き出すのが  
自立支援です。

利用者本人の「ストレングス」は、支援をよりよくすすめていくために大切なポイントです。利用者のストレングスを多面的に把握できる力こそ「プロの実践力」といえます。

自治体支援においても、この「ストレングス」を見いだし、伝えることが、自治体の体制をよりよくしていくために不可欠です。



## 6. 自治体支援におけるみなさまの「立ち位置と視点」

1. 「どうしたらその自治体が、よりよい実施体制が構築できるか、ともに考えること」が大切です。
2. 「指導」ではなく「支援」。主体は「その自治体」であることを忘れずに。
3. 「相談支援に求められる3つの視点」を自治体の状況理解に活かしてください。



## 7. よりよい体制づくりに向けて

1. 担当者が支え合い、情報交換できる  
「ネットワークづくり」が「命」です。

- ☆職員が孤立しないため...。
- ☆「アイディア」収集のため...。
- ☆仕事を「前向きに」行うため...。

2. 「人材養成研修」は、よりよい体制  
づくりの「鍵」となります。

これらを両輪として進んでいきましょう！

# おわりに…

ありがとうございました！

今日の研修での出会いと学びを大切に、ぜひ、それぞれの「強み」を活かした体制づくりをすすめていってください。

本研修「第1期生」のみなさまが、「理念の灯」のもと、全国的につながって、人と地域・社会がよりよくなるための取り組みを推進する中で、「自治体職員だからこそできること」を通じてご活躍されることを心から願っております。

